

米国議会予算局（CBO）の足跡と課題

渡 瀬 義 男

- ① 米国連邦議会の議会予算局（CBO）は、1974年議会予算法を根拠法とし、翌75年2月の初代リブリン局長就任によって発足した。以来33年、CBOは議会独自の財政・経済情報源として、議会補佐機関の有力な一員として地歩を築いてきた。本稿はその歩みを3期に分け、果たしてきた役割を描き出すとともに直面する課題を探る。
- ② 第1期は、1975年の創立から1980年までのCBO草創期である。議会予算法によって、両院予算委員会がCBOとともに新設され、次年度予算の大枠を形作る予算決議が予算過程の軸となることが定められた。CBOは、この予算決議の出発点をなす予測・見積りを担うこととなった。一方、独自の分析を重視したリブリン新局長の構想は、CBOの予算を握る歳出委員会だけでなく、監督委員会たる予算委員会からの厳しい注文と警告を受け、やがて修正を迫られていく。
- ③ 第2期は、1981年から1997年までの、財政赤字が急拡大し、赤字対策が強化され、ついに財政収支が好転し始めた時期である。レーガン政権期の赤字削減立法、ブッシュ（父）政権期の財政規律強化、クリントン政権期の財政収支改善という変転の中で、CBOの役割は一段と重要性を増した。とりわけ、個別の立法による予算上の影響を算定するコスト見積り＝スコアリングは、その計測値が財政規律に触れるかどうかで法案の帰趨を左右する役目を果たすようになった。1990年代を通じ、CBOはこのスコアリングをめぐる大きな試練に直面する。
- ④ 第3期は、1998年以降、財政収支が劇的に変動する中で、財政規律の弛緩が露わになった時期である。予算決議の成立しない年度が相次ぎ、ブッシュ現政権下に再び巨大な財政赤字が生み出された。これに対して、議会も手を拱いてはいられなかった。2007年からの民主党議会の再登場を機に、財政規律の復活が図られるようになったのである。
- ⑤ CBOは、議会とは「持ちつ持たれつ」の関係にあり、ときに政争に巻き込まれることもある。しかし、様々な成果物で実績を積み重ね、その声価を高めてきている。客観性・非党派性を拠り所に、予算計数管理と政策主題分析、議会（委員会）への応答とそこからの自立、これらのバランスをいかに維持しうるかが今後の課題である。

第三セクターの破綻処理と地方財政

深 澤 映 司

- ① 地方財政の健全化を目指した新制度の実施が間近に迫るなか、政府が、第三セクターを支援対象の1つと位置づけた地域力再生機構を創設しようとしている。その背景にあるのは、経営不振に陥った第三セクターを巡り、債務免除を伴う破綻処理がこれまで円滑に行われてこなかったとの認識にほかならない。それだけに、同機構を実効性が期待できる枠組みとするためには、多数の第三セクターを破綻処理から遠ざけてきた要因を明らかにする作業が不可欠なはずだが、この点について十分な検証は行われていない。
- ② 第三セクターの破綻処理の実績を法的整理の件数で振り返ると、1990年代後半以降、全体の1%程度が整理の対象となったに過ぎない。その中心は、地方で観光・レジャー施設の運営や地域開発に取り組む法人、大都市における都市開発関連の法人であった。また、法的再生のための新制度の創設が相次いだことなどを受けて、平成12(2000)年度以降は、法的整理の件数全体が、清算型処理と再生型処理で二分されている。
- ③ 個々の第三セクターを巡る破綻処理が行われるか否かに影響を及ぼしてきた可能性がある要因は、多岐にわたる。全国各地の事例も考慮に入れると、第三セクターの「外的環境」(地域経済の動向)や「経営状況」(債務残高、収益性)のほか、「出資者の状態」(出資者数)、「債権者の状態」(債権者数、公的な債権者の有無)が浮かび上がってくる。
- ④ 加えて見落とせないのが、第三セクターに出資している自治体のうち出資比率が最も大きい団体(「主な出資団体」)に関連した要因である。そうした自治体は、自らの立場を最優先しつつ、出資先の破綻処理を巡る経営判断に影響力を及ぼしやすいからである。具体的な要因としては、第三セクターに対する政策支援(貸出、損失補償、補助金支給)の状況と、当該自治体自身の財政状況(財政力、財政の健全性)が挙げられる。
- ⑤ これらの要因と実際の破綻処理の有無との関係を、全国の株式会社形態の第三セクター2,460社の個票データに基づき、定量的手法で分析してみた。その結果、「主な出資団体」が金融機関との間で過大な損失補償契約を結んでいたり、その自治体自身の財政力が脆弱な場合には、出資先の第三セクターの破綻処理が行われにくいという関係が、統計学的に裏付けられた。一方で、第三セクターの破綻処理が、債権者間における利害調整の難航により妨げられているとの確証は、得られなかった。
- ⑥ このような分析結果を踏まえると、地域力再生機構の構想については、再生支援を要請するか否かの判断を個々の第三セクターの自発性に委ねることに伴う制約や、債権者間の利害対立が破綻処理を妨げていることを前提とした枠組みそのものの妥当性等が、論点となり得よう。自治体財政が直面している問題を国民負担という観点から軟着陸させるためにも、第三セクターと自治体の関係に十分な目配りをした議論が求められる。

子どもの将来から見る「赤ちゃんポスト」

ードイツの現状と比較してー

落 美都里

- ① 熊本の慈恵病院において設置、運営されている「赤ちゃんポスト」は、2006（平成18）年11月の計画発表時から、各方面で論争を惹き起こした。賛否両論の意見は、倫理的な観点からのものが多く、「赤ちゃんポスト」の運用が始まった現在でも議論は終息していない。本稿では、2007（平成19）年10月に、当該取組みについて先行するドイツ連邦共和国において行った「赤ちゃんポスト」の実情に関する調査（ハンブルク州及び連邦）の結果を踏まえ、日独両国の「赤ちゃんポスト」の現状を比較しつつ、主に子どもの福祉の観点から、我が国の「赤ちゃんポスト」のあり方を考える。
- ② 我が国の「赤ちゃんポスト」で保護された子どもは、報道では現在児童福祉施設で養育されているとされる。家庭に恵まれない子どもの急増に伴い、それらの子どもに家庭に代わる環境を与える社会的養護の意義は認識されてきており、里親制度は近年改革が図られたが、現在のところ、「赤ちゃんポスト」で保護された子どもが里子になった例はない。また、特に新生児や乳児を保護対象とする「赤ちゃんポスト」で保護された子どもの場合には、特別養子縁組制度の活用による養育が望ましい場合が少なくないと考えられる。しかし、実親の同意要件や、養子縁組斡旋体制の未整備のため、その実現は容易ではない。
- ③ 一方、ドイツでは、「赤ちゃんポスト」に預けられた子どもは、実親が引き取る場合を除き、専門部局である養子縁組斡旋機関の活動によって、ほぼ全てに養子縁組が成立しており、子どもの福祉の観点からみて、我が国に比べて受入れ体制が充実しているといえる。しかし、ドイツ最初の「赤ちゃんポスト」があるハンブルク州政府では、当初見込んだようには新生児の遺棄や殺害事件の数が減らなかったことを理由に、現在は「赤ちゃんポスト」を推奨せず、妊婦や母親に対する相談体制等の支援充実を図る施策を行っている。
- ④ 我が国と同様、ドイツにも「赤ちゃんポスト」に関する連邦法は存在せず、現実が先行している状態である。そのため、現行連邦法制との緊張関係が問題視されている。数次にわたって連邦議会に法案提出の動きがあったものの成立に至らず、2007年11月に出されたドイツ連邦政府からの「回答書」の中でも、「赤ちゃんポスト」の法整備に対して積極的な姿勢は示されていない。
- ⑤ ドイツの「赤ちゃんポスト」には、移民問題の深刻化や匿名出産制度の存在、自己の出自を知る権利への配慮といった背景がある。これに対し、我が国では、妊婦、母親の相談窓口の不足、周知不足といった問題点を指摘でき、ドイツとは議論の前提が異なっている。我が国においても、これらの問題点を改善する方向で施策を行い、「赤ちゃんポスト」が使われなくても済むようにするとともに、預けられた場合にはその子どものために養子縁組が早期に成立するよう、斡旋制度を確立させることが急務となる。